

## 石巻市立病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

食事の提供業務は「治療の一環」であるとの考え方を基本とし、患者に安全で良質な食事を提供するため、調理室における調理業務を始め付随する作業管理等の業務をHACCP（危害分析重要管理点）に準拠した衛生管理のもとで実施し、栄養管理の質の向上に貢献することを目的として総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するために、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式によって受託候補者の選定を行うものである。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

石巻市立病院給食業務

#### (2) 業務内容

「石巻市立病院給食業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 業務委託期間

令和8年9月1日から令和11年8月31日まで

ただし、引継期間として契約締結日（令和8年3月中旬）から令和8年8月31日までを予定している。

#### (4) 履行場所

宮城県石巻市穀町15番1号 石巻市立病院

### 3 見積限度額

4か年合計483,190千円（消費税及び地方消費税を含む。）

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合 計
金 額	93,767千円	161,175千円	161,007千円	67,241千円	483,190千円

※ 管理費（人件費その他運営管理費）及び給食材料費を含む。

※ 給食材料費は税抜き1日1,000円（朝食320円、昼食340円、夕食340円）を予定している。

### 4 実施形式

プロポーザル方式により選考を行う。提出書類の審査及びプレゼンテーション等を実施し、「石巻市立病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき審査し、契約の相手方となる優先交渉者を決定する。

### 5 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次のとおり実施する。

期 間 ・ 期 限 等	内 容
令和8年1月19日（月）	公告及び実施要領等の交付開始
令和8年1月28日（水）午後3時	施設見学会申込書の受付締切
令和8年1月30日（金）	施設見学会
令和8年2月3日（火）午後3時	参加資格、企画提案書等に関する質問の受付締切
令和8年2月6日（金）	参加資格、企画提案書等に関する質問への回答通知期限及び掲示期限
令和8年2月16日（月）午後5時	参加資格確認書類及び企画提案書等受付締切
令和8年2月下旬	参加資格確認結果及びプレゼンテーション実施に関する通知
令和8年3月上旬	プレゼンテーションの実施
令和8年3月中旬	審査結果の発表及び通知
令和8年3月中旬	契約締結
令和8年3月から8月まで	業務委託準備・引継期間

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿（役務提供）の「給食業務」又は「その他の役務提供－その他」に給食に関する業務で本店、支店、営業所等が登録されている者であること。
- (2) 令和2年4月1日以降、180床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。）において、病院給食業務（当該委託契約と類似案件を含む。）を継続して3年以上の期間にわたり元請として誠実に履行した実績を1件以上有する者であること。
- (3) 公益社団法人メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者、又は同等の代行保証体制をとれることが確認できる者であること。
- (4) (1)に規定する本店、支店、営業所等は、一般財団法人医療関連サービス振興会の病院給食業務に関する医療関連サービスマーク認定業者であるか、又は医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に規定する基準に適合する者であることを証明できる者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180

号。以下「指名停止等措置要綱」という。) 第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けていない者であること。

- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (9) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱(平成20年石巻市告示第268号)別表各号に規定する要件に該当しない者であること。
- (10) 指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。

## 7 資料等の配布について

本プロポーザルに係る書類は、次のとおりとし、書類の取得については、石巻市ホームページ又は石巻市立病院ホームページから各自ダウンロードすること。

なお、下記(5)才からクまでについては、令和7年12月1日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

- (1) 石巻市立病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領
- (2) 石巻市立病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル提案書等作成要領
- (3) 石巻市立病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル様式集
- (4) 石巻市立病院給食業務委託仕様書
- (5) 石巻市立病院給食業務概要
- (6) 石巻市立病院給食業務仕様
- (7) 石巻市立病院業務委託区分表
- (8) 石巻市立病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル評価基準
- (9) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書
- (10) 石巻市立病院食事基準
- (11) 週間献立表
- (12) 予定及び実施献立表 常食A
- (13) 食種別食数表 令和7年4月～12月
- (14) 食事提供内訳(令和7年12月1日昼食)
- (15) 年間行事食
- (16) 石巻市立病院平面図
- (17) 石巻市立病院厨房設備詳細平面図・器具表

## 8 書類の提出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより、参加資格要件の確認に必要な書類及び提案書類（以下「企画提案書等」という。）を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年2月16日（月） 午後5時まで

### (2) 提出場所

後記16の問合せ先に同じ。

### (3) 提出方法

企画提案書等は、持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「石巻市立病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きしたものに限る。）とし、(1)に定める提出期限までに、到達するように郵送すること。

### (4) 提出書類

企画提案書等の作成に当たっては、「石巻市立病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル提案書等作成要領」を参照すること。

## 9 施設見学会

下記日程で施設見学会を実施するので、見学希望者は見学会参加申請書（様式7）を提出すること。

### (1) 申込期日

令和8年1月28日（水）午後3時まで（郵送、電子メール可）

### (2) 施設見学会実施日時

令和8年1月30日（金）10時～16時までの間で、当院が指定した時間を参考希望者へ別途連絡いたします。

### (3) その他

施設見学会参加者は1社2名までとし、1か月以内の腸内細菌検査結果（腸管出血性大腸菌を含む。）の写しを施設見学会当日までに提出するとともに、白衣、マスク、帽子及び上履きを持参すること。なお、写真撮影は厨房内のみ可とする。

## 10 質疑応答

質問は、質問書（様式5）の提出により行うものとし、口頭での質問には応じない。

### (1) 質問書の提出期限

令和8年2月3日（火）午後3時まで

### (2) 質問書の提出方法

後記16の問合せ先に、持参、郵送又は電子メールのいずれかにより提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封

箇の表に「石巻市立病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル質問書在中」と朱書きしたものに限る。) とし、(1)に定める提出期間までに到達するように郵送すること。

また、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後に後記 1 6 の問合せ先まで電話にて電子メールを送信した旨の連絡を行うこと。

(3) 回答方法

令和 8 年 2 月 6 日（金）までに石巻市ホームページに掲載する。

## 1 1 審査方法等

(1) 審査を行う者

提出された企画提案書等は、石巻市立病院給食業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。

(2) 提案者の失格事項等

ア 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) 参加資格要件を満たさない者

(イ) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった者

(ウ) 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者

(エ) 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に  
関し援助を求める者又は不正な接触を行った者

イ 提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とするこ  
とがある。

(ア) 本プロポーザルの実施に係る公告及び本実施要領に適合しない企画提案書等  
を作成し、提出した者

(イ) 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案せず、又は提出する企画提案書等  
に虚偽の記載をし、これを提出した者

(3) プrezentationの実施

企画提案の審査については、書面審査のほか企画提案書等の内容に基づくプレゼンテーション等による審査を行う。

なお、選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場  
合は、提出された企画提案書等により第 1 次審査を行い、あらかじめプレゼンテー  
ションを求める者を選定した上で行う。

また、第 1 次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を  
書面で通知する。プレゼンテーションは、原則として本業務を実際に行う予定の受  
託責任者又はこれらと同程度の能力を有する者が行うものとし、参加できる人数は  
4 名以内とする。

プレゼンテーションは、令和 8 年 3 月上旬頃を予定しているが、詳細な日時、場  
所、内容等については別途書面で通知する。

#### (4) 審査における評価基準

審査における評価基準は、前記7「石巻市立病院給食業務委託事業者選定公募型プロポーザル評価基準」を参照すること。

### 1 2 審査及び結果の通知

選定委員会が、提出された企画提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「受託候補者」という。）と次点の者を特定する。審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知するとともに、石巻市ホームページ及び石巻市立病院ホームページ上で公表する。

### 1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。ただし、審査に必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (3) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、委託先に選定された提案者の企画提案書等については、石巻市が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）に基づき公表する場合がある。

### 1 4 契約の締結

審査結果に基づき、受託候補者と本件業務委託について契約締結の交渉を行う。ただし、その者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当する場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

### 1 5 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出する企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (3) 提案を辞退する場合は、速やかに提案辞退届（様式6）を提出すること。

### 1 6 問合せ先

石巻市病院局石巻市立病院事務部経営課施設用度係

〒986-0825

宮城県石巻市穀町15番1号

電 話 (0225) - 25-5555  
FAX (0225) - 25-5673  
E-mail [cliishigen@city.ishinomaki.lg.jp](mailto:cliishigen@city.ishinomaki.lg.jp)